

事前連絡注意事項

お申込前に、必ず下記内容をご理解の上、お申込ください。

※お申込されました場合には下記連絡事項についてご了承いただいたものとさせていただきます。

※受講者ご本人ではなく代理で申込される場合などは、特にご注意ください

下記の項目で1つでもご了承いただけない場合はお申込をご遠慮ください。毎回、受講後の確認テスト等の際に備考欄へご意見をいただく内容が含まれております。必ず確認ご了承いただける場合のみご参加をお願いいたします。

当研修会は、本来会場にて（現地）対面開催しておりました研修会を毎時間のお顔を確認しての受講確認（担当委員・運営委員により）をする事によりWEB開催を厚労省から認めていただいている研修会となります。その為、当然の事ながら当研修会の受講中に診察・臨床・外来等を兼務しての受講は一切、認めおりません。当日、そのような行為を運営委員にて確認した場合は、ご連絡の上、単位付与および修了証の発行はいたしません。また、運営委員の判断で、「診察・臨床・外来等をされている可能性がある」と判断しました場合には、電話連絡等の上、受講中のお部屋の状態（部屋全体）をカメラで映していただくなど確認させていただく場合がございます。ご勤務先での受講については問題ございませんが、上記については厳守とさせていただきます。

診療報酬に関わる研修会の為、上記については十分ご注意いただきご参加をお願いいたします。

お申込後・受講終了後に受講者が、当学会会員ではなく非会員であり、会員として申込(別の会員のアカウント引用等)された場合は、受講取消・修了証は返還となりますのでご注意ください。受講者が当学会会員である必要がございます。

- (1) 当研修会はzoom（ミーティング）を使用してのWEBでの開催となります。修了証発行に伴い、カメラ機能を使用し、受講者様は、お顔が確認できる状態での参加が必須となります。カメラ OFF で参加できる他研修会等で使用しているウェビナーとは異なります。またオンデマンド配信もございません。
- (2) すべての講義は講師による事前動画収録の講義となり開催前にお手元に発送する（開催1週間前に発送）冊子テキストに沿った講義内容となります。講師の冊子テキスト作成と講義動画作成のタイミングが異なる事、また個人情報保護等について講師の判断により、必ずしも当日投影される講義スライドと冊子が一致するものではない事を事前にご了承の上、お申込ください。テキストにない講義はご自身でメモなどお取りいただくこととなります。追加資料等の配布は致しておりません。講義動画は講師の方それぞれの収録環境により音の大きさなどが異なる場合がございます。こちらについては、事務局では後日調整ができません。受講者様各自にて、ご自身のパソコンで当日音量調節を都度していただく必要がございます。動画の際ポインターの使用の有無についても講師にお任せしておりますのでポインターがない講義もあることをあらかじめご承知おきください。診療報酬に関わる研修会として開催いたしますので、「基本的な基礎となる講演」が必須となります。こちらは必須項目となります。知識の更新・勉強の為にご参加いただく方も多くおられるかと存じますが、あくまで「診療報酬算定」に特化した研修会であり、厚労省からいただいております規程に基づき、該当する委員会にて審議の上、構成および運営をいたしております。受講者様のレベルによっては、物足りない・難しすぎるなどの講義ございますが、受講必須となりますのでご理解ください。

【事前送付資料テキスト】について

縦型4コマで印刷したものを講義受講時補助的に使用していただく為、zoom入室のご案内と同封して、開催1週間前ぐらいを目安に発送いたします。※発送時追跡番号を受講者様お申込時ご登録のメールアドレスへ通知いたします。

文字が小さいなどのご意見をいただくことが多々ございますが、運営の判断にて補助として使用したくテキストとして送付しております。動画スライドを見ながら受講していただく（お顔確認も含む）観点から大きいサイズのテキスト発行対応は致しておりません。

但し、受講者様が当研修会の申込開始日以前に「当学会会員」※1であり、「会員専用申込サイト」よりお申込時に下記項目に同意していただく箇所がございます。同意していただく事によりPDFのテキストをデータ便発送でお送りする予定です。尚、上記対応は「当学会会員」限定の対応となり、非会員の方については、対応しておりません。

【on-line申込時承諾記載内容】「当学会会員申込用」

掲載内容（文章、画像、映像、音声など）の一部および全てについて、一切の複製、複写、転載、転用、編集、改変、販売、送信、放送、配布、貸与、翻訳、変造などの二次利用を固く禁じます。

万が一、そのような事実を発見した場合には、警告の上、悪質な場合には法的措置をとる場合がございます。

- (3) zoom ミーティングへの参加については、必須ではございませんが、当学会の研修会では zoom アカウント（無料）を事前にご作成いただきご参加いただくことを推奨しております。アカウント作成方法は下記サイトを参考にしてください。

<https://www.jarm.or.jp/document/2021-kyuseiki-03.pdf>

過去の web 研修において、受講者側の環境調整が必要と思われる事項による接続不備について、研修当日に事務局にご連絡・ご相談が寄せられるケースが多くありました。申し訳ございませんが、zoom への接続・受講については、受講者のみなさまのパソコン等機器の種類も様々であり、また、プロバイダ等インターネット接続状況も異なるなか、受講者側の通信環境による接続不備については事務局ではお応えできかねますので、ご理解の上、ご参加いただきますようお願いいたします。

(参考) パソコン等の環境整備について参考となるサイト（一例）

NEC Zoom 受講マニュアル

<https://www.neclearning.jp/training/remotelive/pdf/Zoom.pdf>

※長時間にわたり映像・音声を視聴いただくため、安定した通信状況下でご参加ください。ご自宅や職場等で有線 LAN でインターネット接続されたパソコンでのご参加を強く推奨します。Wi-Fi の場合はご自身のご契約内容によっては長時間受講により途中 zoom 機能がフリーズし、再入室を繰り返していただく必要がございます。ネット環境についてはご自身にて管理してください。制限のある Wi-Fi での参加は二日間の受講には対応できない可能性がございます。

当事務局では運営の際に、「無制限」の Wi-Fi をレンタル等して運営委員で使用しておりますが、問題なく受講・運営でてきておりますので、受講者様におかれましては、事前のネット環境のご確認を必ずお願いいたします。

ネット環境により当日の受講ができなかった場合には、こちらでは一切の責任を負いかねます。

WEB 受講事前のご確認について

zoom ミーティングを使用しての研修会受講経験がない、または接続にご不安がある場合は、下記 zoom より配信されていま事前確認用 zoom 機能を使用して事前にテストをご自身で実施してください。

こちらは当学会と回線をつないでテストするものではなく、ご自身でのみカメラ機能等を確認するサイトです。

Zoom 事前のお試しは下記サイトより可能です。

<https://zoom.us/test>

- (4) 診療報酬に関わる研修会となり、参加者 1 名につきパソコン 1 台（**カメラ機能必須**）当日受講者様は、**お顔を出してパソコン画面を見て受講していただく事が必須**となります。カメラ機能（お顔が映るか）については、上記（3）でもご案内しておりますので、事前にご自身でご準備の上、ご参加ください。当方では、ご参加いただく方の機器については対応できません。但し、長時間の受講となるため、直立した状態でなくても問題ございません。リラックスした体勢でもお顔が確認できれば問題ございません。自宅等の TV 機器に投影して受講する事もカメラにお顔が映っていれば問題ございません。ご自身で受講環境については、ご検討ください。お子様・ペット等がおられる環境での受講もマイク OFF としております為、可能でございます。受講中の常識範囲内の飲食についても問題ございません。

- (5) 複数の受講者が 1 台のパソコンで受講することは認めておりません。ただし補助の方のご参加・映り込みは可とします。

- (6) 基本的には操作のしやすいデスクトップ PC もしくは、ノートパソコンでの受講を許可しておりますが、ipad 等でのご参加についてはお認めしております。但し、それらの機器等で移動しながらの受講は認めておりません。スマートフォンでの受講については、一切認めておりません。移動しながら視聴している事を確認しました場合には、担当委員（当学会所属医師）よりご連絡させていただきます。改善がみられない場合には、修了証の発行はいたしません。

また、ipad 等でご参加される場合は、事前に操作方法についてはご自身でお調べいただくこととなります。

- (7) 講義の時間については、厚労省の診療報酬・疑義解釈等に基づき **10 時間程度** の研修が必須となります。**1 講義最大 60 分**で講師には依頼しておりますが、70 分程度の講義となる講義もございます。開催時間が長いので短縮希望・開催日の分散希望等ご連絡をいただく事がございますが、こちらは現状変更することはできません。ご理解いただける方のみご参加をお願いしていますので、規定上ご了承ください。

- (8) 事前にご通知しますスケジュール（時間割）については、講師より収録講義を受領するまで確定ができません。当日までに変更となりますこと事前にご了承ください。当日スケジュール変更となった場合に、ご自身のご予定などでご参加が不可能となった場合には修了証の発行はいたしておりません。
- (9) 1日目、2日目講義開始時間などはこちらの運営上、接続トラブル等対応時間として必要なお時間として設定しておりますので、ご参加いただく前にご確認いただき、ご了承いただける場合のみお申込ください。
- (10) 確認テストは二日間、最後の講義の後に実施いたしますが、代理での回答などは一切認めしておりません。後日発覚した場合には、修了証発行について取消となりますのであらかじめご注意ください。回答についてはテキストをご覧いただき回答して問題ございません。その日の確認テストはその日のうちにフォームよりご登録いただくようお願いいたします。
- 1日目の確認テストの回答については、2日目の朝に事務局で確認いたします。回答ができていない場合には、メールにてご通知いたしますので、ご回答を再度お願いいたします。2日目の確認テストについては、開催後2日以内ぐらいを目安に確認いたします。こちらもご回答が確認できない場合には再度ご登録をお願いすることとなります。事前資料に回答を記載するメモを同封しておりますので、ご回答される際は、メモをお取りいただくようお願いいたします。
- ご回答登録時、自動送信メールにて回答受領通知が届きます。そちらをご確認ください。
- 正答については、後日修了証に同封してお送りする予定です。点数等により修了証の発行がされない事はございませんが、確認テストも規定に含まれておりますので、必ず実施をお願いいたします。

二日間長時間の受講となりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

※1 また、会員価格で参加後翌年に退会される事例がございますが、会員価格で参加された場合には最低でも2年の在会をお願いいたします。

【診療報酬算定に関して】

疑義解釈・厚生労働省保険局医療課の事務連絡より下記一部抜粋いたしますが、診療報酬算定に関しては厚生局へ直接お問合せください。

ADL維持向上等体制加算の施設基準

- (2) 当該保険医療機関において、以下のいずれも満たす常勤医師が1名以上勤務していること。
- ア リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有していること。
- イ 適切なリハビリテーションに係る研修を修了していること。
- (3) (2) の要件のうちイにおけるリハビリテーションに係る研修とは、医療関係団体等が開催する急性期のリハビリテーション医療に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2日以上かつ10時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修には、次の内容を含むものである。
- ア リハビリテーション概論について（急性期リハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。）
- イ リハビリテーション評価法について（評価の意義、急性期リハビリテーションに必要な評価を含む。）
- ウ リハビリテーション治療法について（運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。）
- エ リハビリテーション処方について（リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。）
- オ 高齢者リハビリテーションについて（廃用症候群とその予防を含む。）
- カ 脳・神経系疾患（急性期）に対するリハビリテーションについて
- キ 心臓疾患（CCUでのリハビリテーションを含む。）に対するリハビリテーションについて
- ク 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて
- ケ 運動器系疾患のリハビリテーションについて
- コ 周術期におけるリハビリテーションについて（ICUでのリハビリテーションを含む。）

がん患者リハビリテーション料

1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者ことをいう。

ア リハビリテーションに関して十分な経験を有すること。

※「ア」のリハビリテーションに関して十分な経験を有することに代わる研修会の一つとして当研修会を開催しております。

イ がん患者のリハビリテーションに関し、適切な研修を修了していること。なお、適切な研修とは以下の要件を満たすものという。

※厚生労働省保険局医療課の事務連絡において（問76）H007-2がん患者リハビリテーション料の医療関係団体等が主催するがん患者のリハビリテーションに係る適切な研修とは具体的になにか。

(答) 一般財団法人ライフ・プランニング・センターが主催する「がんのリハビリテーション研修」、一般財団法人ライフ・プランニング・センターが主催する「がんのリハビリテーション」企画者研修修了者が主催する研修、又は公益社団法人日本理学療法士協会が主催する「がんのリハビリテーション研修会」（平成26年4月開始予定）を指す。

(イ) 医療関係団体等が主催するものであること。

(ロ) 研修期間は通算して14時間程度のものであること。

(ハ) 研修内容に以下の内容を含むこと。

(a) がんのリハビリテーションの概要

(b) 周術期リハビリテーションについて

(c) 化学療法及び放射線療法中あるいは療法後のリハビリテーションについて

(d) がん患者の摂食・嚥下・コミュニケーションの障害に対するリハビリテーションについて

(e) がんやがん治療に伴う合併症とリハビリテーションについて

(f) 進行癌患者に対するリハビリテーションについて

(ニ) 研修にはワークショップや、実際のリハビリテーションに係る手技についての実技等を含むこと。

(ホ) リハビリテーションに関するチーム医療の観点から、同一の医療機関から、医師、病棟においてがん患者のケアに当たる看護師、リハビリテーションを担当する理学療法士等がそれぞれ1名以上参加して行われるものであること。